

弘済院発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（第2四半期）

No.	案件名称	種目	契約の相手方	契約金額 (円) 税込	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和6年度大阪市立弘済院寿楽館シャッター点検業務委託	01:02:14:その他設備	三和シャッター工業株式会社 大阪支店支店長 中谷 忠弘	37,070	2024/7/18	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	—
2	[心理検査室・もの忘れ受付・栄養部] 電子カルテ用プリンター修繕	27:医療用機器	リコージャパン株式会社 デジタルサービス営業本部 大阪支社 北大阪営業部 部長 土岐 雄一	137,060	2024/7/22	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	—
3	令和6年度 大阪市立弘済院倒木撤去及び危険樹木伐採・剪定業務委託	01:14:03:樹木管理	株式会社 理研グリーン 大阪支店 支店長 新原 猛	1,463,000	2024/7/30	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第5号	G18 災害への対応やその未然防止のための 応急工事に関する業務	—
4	大阪市立弘済院附属病院漏水緊急修繕	07:01:01:医療・試験検査、理化学機器等保守	株式会社 榎本商会 代表取締役 榎本周二	132,000	2024/8/6	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第5号	G11 設備復旧応急業務	—
5	令和6年度大阪市立弘済院非常用発電機点検整備業務委託	01:02:01:電気設備	ヤンマーエネルギーシステム株式会社 大阪支社 取締役大阪支社長 尾形 宏伸	1,113,750	2024/8/20	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	—
5	令和6年度 大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム 正面玄関内側自動ドア修繕	01:02:14:その他設備	ナブコドア株式会社 大阪支店長 吉岡 憲一	102,960	2024/8/30	地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号	G3 特殊技術による (メーカー保守)	—

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪市立弘済院寿楽館シャッター点検業務委託

2 契約の相手方

大阪市淀川区西中島5-5-15新大阪セントラルタワー北館7階

三和シャッター工業株式会社

大阪支店 支店長 中谷 忠弘

3 随意契約理由

寿楽館のシャッターは三和シャッター工業製である。また建築基準法の改正（平成26年6月4日交付、平成28年6月1日より制度運用開始）により、専門技術者による定期点検が義務付けられた。そのため製作者である上記業者に点検を依頼するものである。

上記の理由により三和シャッター工業株式会社を選定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（計理）

06-6871-8003

随意契約理由書

1 案件名称

[心理検査室・もの忘れ受付・栄養部] 電子カルテ用プリンター修繕

2 契約の相手方

所在地 吹田市江の木町 34 番 5 号

会社名 リコージャパン株式会社

デジタルサービス営業本部 大阪支社 北大阪営業部

代表者 部長 土岐 雄一

3 随意契約理由

現在使用している電子カルテ用プリンターは株式会社リコー社製であり、当機器の保守業務には特殊の技術及び固有の部品が必要であるため、当院所在地の担当である上記業者でしか対応出来ないため、当該事業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（附属病院グループ）

（電話番号：06－6871－8034）

随意契約理由書

1. 案件名称

令和 6 年度 大阪市立弘済院倒木撤去及び危険樹木伐採・剪定業務委託

2. 契約の相手方

住 所：大阪府吹田市古江台 4-2 千里北センタービル D3-305 号

業 者 名：株式会社 理研グリーン 大阪支店

代 表 者：支店長 新原 猛

3. 随意契約理由

令和 6 年 7 月 10 日と 18 日に、弘済院の敷地に植生する樹木が、当院に隣接する大阪市立弘済小・中学校のグラウンド側に倒れてきたと報告を受けた。職員が確認したところ、10m 以上の高さで幹周囲が 1m50 cm 以上の高木が 2 本倒れ、学校の倉庫等を損壊、また新たな倒木の危険性が高く生死にかかわる事故の恐れがあり、グラウンドの約 1/3 の範囲を立ち入り禁止としている状況となっており、学校に対し甚大な被害を及ぼしている状況であることが確認された。

また作業には高所作業者等の重機が必要で、弘済小・中学校の授業に影響が出ない夏休み期間が終了する 8 月 26 日までに作業を終了させること、また他の樹木についてもいつ倒木してもおかしくない危険な状況であることから、緊急対応が必要となるため、「緊急工事請負業者リスト」に記載されている業者に見積依頼を行い、当該期間にて対応が可能で最も安価な業者に依頼する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

5. 担当部署

福祉局弘済院管理課（庶務）

電話番号：06-6871-8002

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立弘済院附属病院漏水緊急修繕

2 契約の相手方

所在地 大阪市西淀川区御幣島 6 丁目 1 5 - 3 2

業者名 株式会社 榎本商会

代表者 代表取締役 榎本 周二

3 随意契約理由

弘済院附属病院地下給湯タンク室に設置している給湯用 2 次ポンプの軸受部分及び温度計から漏水しているため、ポンプのメカニカルシール及び温度計の取替を行うものである。

漏水をこのまま放置すれば、いずれ病院全館に給湯できなくなり、病院運営に重大な支障を与える恐れがある。

以上のことより、緊急工事業者リストに基づき、上記業者に修繕を依頼する。

4 根拠法令

地方自治法第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 5 号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（病院）

06（6871）8032

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪市立弘済院非常用発電機点検整備業務委託

2 契約の相手方

ヤンマーエネルギーシステム株式会社 大阪支社

3 随意契約理由

本業務委託の対象とする非常用発電機は、上記のヤンマーエネルギーシステム社の製品であり、独自の技術により設計されたもので、その点検整備ができるのは部品や整備技術を保有する製造者のみである。

よって、本件は上記の業者と委託契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（計理グループ）

電話番号：06（6871）8003

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 大阪市立弘済院第2特別養護老人ホーム 正面玄関内側自動ドア修繕

2 契約の相手方

所在地 大阪市西区西本町1-12-22

事業者名 ナブコドア株式会社

代表者 大阪支店長 吉岡 憲一

3 契約理由

弘済院第2特別養護老人ホームの正面玄関内側自動ドアが8月上旬頃より開放状態のまま閉まらなくなったため、上記保守業者による点検を行った。

その結果、補助センサーが経年劣化しているため正常に働いていないと判明し、取替を行う。

本製品は、ナブコドア株式会社が独自の技術により設計されたものであるため、他社による修理・調整は不可能である。

上記の理由によりナブコドア株式会社を選定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項2号

5 担当部署

福祉局弘済院管理課（施設運営）

電話番号 06-6871-8020